
平成23年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時 平成23年6月10日(金) 午後6時30分～午後8時25分

場 所 市役所本庁舎5階 第1委員会室

出席者 傳法公麿会長、佐々木春代委員、柴田由美子委員、砂子タケ子委員、山本勝美委員、
浅井秀樹委員、西 陽子委員、松永大委員、三島照子委員、向井邦弘委員、幸田孝仁委員
(欠席：渡邊信善副会長、西野悦子委員、大森千鶴委員、丸山孝志委員)

【事務局】 企画経済部長 佐々木隆哉、協働推進・市民の声を聴く課長 林俊次
協働推進・市民の声を聴く課主査 岩本隆行、清水千晴
協働推進・市民の声を聴く課主任 門井理恵

傍聴者 0人

=====

【傳法会長】

皆さん大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。この一週間くらいまでけっこう寒かったのに、急に良い気候になりまして、仕事もやりやすい時期だと思いますが、お疲れのところお集まりいただきまして、ありがとうございます。これより平成23年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会を開催させていただきます。まず市の人事異動に伴う委員の交代がありましたので、佐々木部長からご説明をお願い致します。

【事務局(佐々木部長)】

それでは私の方から説明を致します。4月1日付で、総務部に行政改革担当の参事がおかれることになりました。これまで当審議会の委員として総務課長の細川が出ていましたが、行政改革担当の方がより趣旨にふさわしいと判断を致しまして、今後は総務課長に代えまして、行政改革担当の参事を委員に致したい、と考えてございます。ご紹介致します、4月1日から行政改革担当の参事になりました幸田委員です。

= 幸田委員 あいさつ =

【傳法会長】

どうぞよろしくお願い致します。期待しています。

それでは次に、4月1日の人事異動により事務局職員の中にも変更がありましたので、佐々木部長からご紹介をお願い致します。

【事務局(佐々木部長)】

同じく4月1日の人事異動で協働推進・市民の声を聴く課のメンバーが変わりましたので、ご紹介を致します。まずは課長ですけれども、上ヶ嶋に代わりまして、林が就くことになりました。

【事務局（林課長）】

林でございます。今後ともよろしくお願い致します。

【事務局（佐々木部長）】

林は、市町村職員共済組合との人事交流で来ております。また田村に代わりまして門井が入りました。

【事務局（門井主任）】

門井と申します。よろしくお願い致します。

【事務局（佐々木部長）】

またこれに伴いまして、これまでこの審議会のメインの担当は田村が務めておりましたけれども、今後は横にいる岩本が担当することになりました。よろしくお願い致します。

【傳法会長】

今日の委員の出席状況を申し上げますと、欠席というご返事をいただきましたのが、西野委員、大森委員、渡邊副会長ですね。それから丸山委員が所用により欠席ということ。それから砂子委員は後ほど駆けつけていただけるとのことです。こういうことで今日の審議会を開催させていただきました。お手元に差し上げました資料によりまして、本日の議題は2つ用意しています。

1つは平成22年度市民参加手続の実施運用状況について。これは事務局から報告をいただきます。それから2つ目には第5次審議会の答申の方向性についてです。この第5次審議会は2年目に入りますので、一応これまでの慣例に従えば第5次審議会としての答申をするというのが今年度の大きな目的になりまして、そのことについて意見交換をし、協議をいただき内容を詰めていきたい、と考えております。

なお本日のこれからの進め方についてでございますが、大体2時間を目途にしておりますので、8時半くらいまでに終了したいと思っておりますので、皆さまのご協力をお願い致します。また最初をお願い致しておきますが、議事録作成の為に録音をしております。私に指名されてから発言をしていただきますようお願いを申し上げます。また、なるべく録音をしやすいように大きな声でのご発言をお願い致したいと存じます。

それでは早速議題に沿いまして、議事に入らせていただきます。まず最初は平成22年度の市民参加手続の実施運用状況について事務局から説明をお願い致します。

【事務局（岩本主査）】

私からは、平成22年度市民参加手続の実施状況についてご説明致します。資料の2ページ、資料1をご覧ください。これは、平成22年度の市民参加手続の実施状況をまとめたものです。手続内容は審議会、パブリックコメント、ワークショップ・市民会議、縦覧・意見書提出手続、その他の5つに分類し、参加人数は、審議会は出席委員の人数、パブリックコメント・縦覧は意見提出者の人数、ワークショップ・市民会議、その他は参加者の人数をそれぞれ掲載しております。

次に4ページをご覧ください。平成22年度は29の案件があり、35手続を実施しました。参加人数353人です。内訳ですが、審議会が21件で219人、パブリックコメントが12件で25人、ワークショップ・市民会議が2件で109人、縦覧・意見書提出、その他は無しとなっております。前年

度と比較しますと件数が28件の減、参加人数が830人の減となっております。件数が減った内容ですが、審議会が8件減、パブコメが9件減、ワークショップ・市民会議が8件から2件に減っております。審議会が減少した主な理由としましては、社会福祉審議会が平成21年度が3件あったものが、今年度は0件に。都市計画審議会が3件あったものが、1件に減っております。次に、パブリックコメントが減少した理由ですが、昨年度は計画策定や改定に関する案件そのものが少なかったことがあげられます。平成21年度の計画数は9件でしたが、平成22年度の計画数は6件となっております。次に、ワークショップ・市民会議が減少した理由ですが、これらの手続は、計画の策定や改定の際に行うことが多いが、その計画自体が少なかったことが要因にあげられます。次に、参加人数が減った要因ですが、件数と同様に、すべての手法で減少しています。審議会の参加者が減った理由としては、大きいところでは、社会福祉審議会が開催されなかったためです。平成21年度は32人でしたが、平成22年度は0人でした。ワークショップ・市民会議参加者が減った理由は、件数が減った理由と同じく、ワークショップ等を行うことが多い計画策定や改定の案件が少なかったことが人数の減に直結しております。ただ、件数は2件と少ないですが、1件当たりの参加平均は前年度とほぼ同じ50人となっております。その他の参加者が減少した理由としましては、「その他」とは、意見交換会、アンケートなどのことを言いますが、平成21年度は395人でしたが平成22年度は0人でした。これは、平成21年度に男女共同参画計画のアンケートがあり334件あったため多かったものです。

続きまして、資料2、平成22年度審議会等の会議予定の公表、会議録作成及び傍聴状況をご説明します。資料の5ページをご覧ください。最初に訂正をお願いいたします。5ページの4指定管理者選定委員会の「しゃ(舎)」の字が間違っておりました。「者(もの)」に訂正願います。申し訳ございませんでした。7ページにまとめを掲載しておりますので、こちらをご覧ください。平成22年度末では45ある審議会のうち31の審議会が開催されております。開催延べ回数は176回、うち公開での開催が85回、傍聴者については62人で、1回あたりの傍聴者数は0.73人となっております。傍聴者数は平成21年度が66人で、1回あたり0.78人ですので、前々年度とほぼ横ばいの状態となっております。平成22年度の動向といたしましては、傍聴できた27の審議会のうち、11の審議会が前年度より傍聴者数が減っております。例えば、15福祉有償運送運営協議会が4人から0人に、24下水道事業運営委員会が5人から0人に、27図書館協議会が5人から3人に、28学校給食センター運営委員会が4人から0人に、30厚田区地域協議会が20人から9人に減少しております。逆に、傍聴が多かったところでは順に、31浜益区地域協議会が17人。これは、札幌学院大学の教授による講演を一緒にやったため多くの方が参加されております。5行政評価委員会が11人。これは、国の事業仕分けの時期と重なり関心が高かったものと思われます。14北石狩衛生センター運営検討会議が11人となっております。年度内に1度も傍聴者がなかった審議会は、平成21年度が7審議会だったのに対し、平成22年度は13審議会となっております。議事録確定までの日数は25.5日で、平成21年度が25.6日でしたので、ほぼ同じでした。要点筆記と全文筆記、それぞれで言いますと、平均で要点筆記が25日、全文筆記が28日となっており、全文は議事録を起こすのにも委員の確認手続にも時間を要してしまう傾向はありますが、1月以内に議事録を確定しております。報告もれは3件ご

ございました。これは、あい・ボードへの掲載が出来なかった件数です。3 情報公開・個人情報保護審査会は担当者の報告もれ。5 行政評価委員会は、直前に開催が決まったためあい・ボードへの掲載が間に合いませんでした。ただ、いずれも、あい・ボードへの掲載は間に合いませんでしたが、ホームページへの掲載は事前に行っております。

続きまして、資料3、平成22年度パブリックコメント手続の実施状況をご説明いたします。資料の8ページをご覧ください。平成22年度は、12案件で25人から91件のご意見をいただきました。平成21年度は、21案件で56人から116件の意見をいただいておりますので、比較しますと、案件が9件の減、人数が31人の減、件数が25件の減となっております。減った案件の内容ですが、計画関係が9件から6件に減少しております。また、平成21年度は、紅葉山小学校の跡地利用、学び交流センターの使用料の新設など、施設がらみの案件が4件ありましたが、昨年度は1件に減少しております。昨年度は、パブリックコメントにかかる案件自体が少なかったことが、件数等が減少した主な原因となっております。パブリックコメント1案件あたりの意見提出者は、2.1人で、一人当たりの意見提出件数は平均すると7.6件です。平成21年度は、1案件あたりの意見提出者が2.7人で、一人当たりの意見提出件数は5.5件でした。平成21年度と、平成22年度では、意見提出者は0.6人減っておりますが、一人当たりの意見の提出件数は逆に4.9件増えております。意見がなかった案件は3件です。このうち、4こども未来館に関しては、市民の関心が高いテーマだと思われませんが、意見がなかったのは、パブリックコメントの原案を作成する過程で、市民会議を重ねた結果、原案に市民の意見が反映されていることが、意見が少なかった理由と思われまます。多かった案件は、10男女共同参画計画の策定が人数が8人で、件数が24件。9漁業振興計画の策定が人数が4人で、件数が19件。12健康づくり計画の策定が人数が7人で、件数が18件。いずれも、計画に関する案件であり、全体でみると計画に対する市民の関心が高いことがうかがえます。

続きまして、資料4、パブリックコメント手続の検討結果についてについてご説明いたします。資料の9ページをご覧ください。個別の案件を市の検討結果などについて掘り下げて議論するための参考として昨年度と同様に作成しました。先程説明しました資料3のうち、意見提出のあった8案件についてすべて掲載しております。テーマの は、資料3パブリックコメント手続の実施状況の と合わせているので連番にはなっておりません。表の見方を説明をしますと、「意見の内容」は市民からいただいたご意見。複数の方から同様の意見をいただいた場合はひとつにまとめております。その右の欄にある「反映状況」又は「検討結果」は、いただいた意見を9ページ上部にある「検討結果の内訳」の分類により記載しております。「左記の理由」は、市が検討に至った理由を記載しております。9ページ上部の「検討結果の内訳」についてですが、「採用・反映」は、いただいた意見を基に原案を修正、「不採用」は意見を原案に反映しないもの、「既記載・記載済・実施済」は、すでに原案に盛り込まれているもの、「参考」は、原案には盛り込めないが今後の参考とするもの、「その他」は、意見として伺ったもの。以上5つに分類しております。ご覧頂いているパブリックコメントの結果は、市内のあい・ボードで掲示、本庁舎1階の情報コーナーとホームページで公開するとともに、意見を提出していただいた方には結果を送っております。

続きましては、資料5、市民参加手続を行わなかった案件をご説明いたします。資料28ページをご覧ください。昨年度、市民参加手続を行わなかった案件について2件ありました。1件目は、「石狩市立くるみ保育園の廃止について」です。八幡地区にあるくるみ保育園を廃止するもので、本来は市民参加手続条例の別表3「公の施設の廃止」に該当しますので、市民参加手続を行わなければならない案件となります。しかし、これについてはやむを得ない案件として市民参加手続を行いませんでした。やむを得ない理由で手続を実施しなかった場合には、市民の声を活かす条例第5条第2項の中で、「手続をしなかった理由」、「市が下した決定の内容とその理由」などを公表すると定められております。そのためホームページ、広報、あい・ボードに掲載し公表しております。資料5はこれと同じものです。経緯をご説明いたします。くるみ保育園は、昭和44年に開園し築40年が経過し老朽化が著しい状態でした。市では国の補助制度を活用し、市立保育園を廃止して民設民営の保育園とする方向でありましたが、仮に事業者が現れなかった場合には、市立保育園として継続して存続することとしていたため、保育園の事業者を公募する時点では保育園の廃止に関する市民参加手続をすることが出来ませんでした。事業者の公募は、平成21年12月14日から翌1月8日まで行い1件の事業者から応募がありました。市で審査を行い3月3日に決定し、3月18日に道補助申請を行いました。本来であれば、3月3日に市立の保育園を廃止するという方針が決まったので、これ以降に市民参加手続が必要となります。しかし、道補助申請までに行う、道との施設整備計画協議までは15日間しかなかったため市民参加手続を実施する時間的余裕がありませんでした。そのため、やむを得ない理由があるものと判断し市民参加手続を行いませんでした。ちなみに、関係者である保育園の保護者には説明会を行っています。民設民営の保育園はH23年4月から開園しております。次に、市道路線の廃止についてです。29ページをご覧ください。こちら条例の別表3「公の施設の廃止」に該当しますが、やむを得ない案件として市民参加手続を実施しませんでした。お手元にある資料は、ホームページ等に掲載したものに位置図をいれたものです。経緯をご説明します。本路線は、昭和49年に高岡1号線と当時の高岡保育園を結ぶ連結道路として保育園利用者のために認定されました。ちなみに道路の名称が高岡児童館線であるのは、ここが以前、児童館でもあったためです。市道の利用実態は、もっぱら保育園への進入道路として保育園利用者が通行しておりました。しかし、平成21年3月31日に高岡保育園が閉園。このため、閉園後は通行するものもなく市道としての役割を終えたことが明らかな状態でした。このような実態を踏まえて、市道の廃止を行っております。条例では、市道の廃止は不特定多数が通行するものなので、手続を義務付けております。しかし、一方で同条例第6条第1項で「市民参加手続を行う場合には、対象となる行政活動の性質・影響等に対する市民の関心等に応じて、適切な内容で行わなければならない」とすることも定めております。このケースでは、廃止対象路線はすでに使われていないため手続を行う実益がないだけでなく、手続を行ったとしても形式的なものになり、先程述べた適切な内容とはならないと判断したため、近隣住民には十分説明を行い、理解を得た上で市民参加手続を行いませんでした。私の方からは、以上です。

【傳法会長】

ありがとうございました。今日は平成23年度の第1回ということで、この一年間にどういった市民

参加手続が行われたかという実態をご説明いただきました。順番通りじゃなくても結構ですが、資料1から5までにつきましてなにかご質問、ご意見があればいただきたいと存じます。まずは書いてある内容等々について主として質問から始め、分からないところを埋めていただいて、そしてそれについて最終的には今年度どのように審議を進めていくかということにつながっていきますので、具体的なご意見につきましては後ほどいただきたいと存じます。まずご質問等々についていただければありがたいかなと存じますけれども、いかがでしょうか。

【佐々木委員】

最後にご説明いただいた資料5ですが、市民参加手続を行わなかった案件というのは、不特定多数の方には、していないにしても当該利害関係者の方には、説明をしているわけですよ。ということはその場で意見があれば意見もいただいているわけですよ。もしそうであるとしたら、定義と合うかどうか分かりませんが、いわゆるパブリックコメントだとかワークショップとかそういう大々的なものではないけれども、市民参加をしているのではないかという気が私はします。また、保育園の場合、公設にしる私設にしるその機能は存続するわけですよ。公設から私設になる可能性ははっきりしておらず、結局、道の補助申請をしたということは事業者が現れなかったのですね。

【事務局(佐々木部長)】

最終的に一者出てきました。

【佐々木委員】

あったのですね。いずれにしても保育園の機能は公営民営での違いはほとんどありませんよね。それは別として、説明をして意見を聞いているという意味では(市民参加手続の)「その他」に入るのかなと思いました。

それから確かに参加人数が減っているのは、難しいですよ。というのは22年度で市長の3期目の任期が最終年度なので、計画を立てて実施するのも最終になっていますから、これは年度が変わり新たな市の計画が打ち上げられたらまた出てくるのかなという気がしますし、あとは市民の感覚も安心してお任せする、と思っているのかどうなのか分かりませんが、そういうのもあるので、なかなか一言では言えないと思うんですよ。

それから、改めて言いたいのですが、あい・ボードってありますよね。どこにあるのか、どこまで市民に浸透しているのかしていないのか、よく分からないですよ。せっかくあい・ボードに掲示して、市民にPRしているのであれば、やっぱり見えるようにしたらいいのではないかという気がします。

それからもうひとつ、パブリックコメントも以前から比べるとずいぶん建設的な意見が多くなって、パブリックコメントらしくなっていると感じるのですが、意見に対して、特に採用する場合にその意見に対して市役所がどこまで精査をしているのかが気になりました。

【傳法会長】

ありがとうございました。最初に言われました資料5の市民参加手続を行わなかった案件について、説明会で関係者や当該利用者の意見を聞いていたのなら、市民参加手続と解釈しても良いのではないかというご意見でした。皆さんはいかがですか。

【向井委員】

今の資料5の手続を行わなかったという理由について、市民の声を活かす条例を見てないので分からないのですが、市民参加手続後に議会にかける、というのが本来の筋なのでしょうか。おそらく市道を廃止するには議会の議決が必要ですから。

【事務局（佐々木部長）】

そうですね、はい。

【向井委員】

議会の議決は当然やっていますよね。その前に本来は市民参加手続をする、ということなのですか。

【事務局（佐々木部長）】

そうです。

【向井委員】

そうですか。まあ難しいですね。市民参加手続をし、仮に廃止してはいけなくなったら、議会に提案しないということなのでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

そういうこともあります。

【向井委員】

あるということですか。わかりました。

【傳法会長】

他の委員の方はいかがですか。これは結構大切なことだと思うのです。私が気になったのは、市民参加手続が結果としてできないときに、当該担当課は他部課ときちんと話し合い判断しているのかどうか。いかがでしょうか。佐々木部長、お願いします。

【事務局（佐々木部長）】

大概、所管担当課から、市民参加手続の窓口である協働推進・市民の声を聴く課に協議が来ます。協議の際、市民参加手続の時間が無くて困ったということも結構あるのですが、その場合でも、例えば、今回の市道の場合であれば、状況を聞くと、本来市道にならないようなところを市道にしていたということがそもそもの原因でした。そういった例外的なパターンもあるのですが、その中で、市民の声を活かす条例の趣旨に一番近い方法論として何があるのだろうか、という観点から担当部課と協議をしています。

【傳法会長】

担当部課が単独でやっているというわけではないということですね。

【事務局（佐々木部長）】

はい。

【傳法会長】

分かりました。市民参加手続をするかしないかについて、担当課は他部課と十分話し合っていていくということが大切だと思ったものですから、質問させていただきました。

あい・ボードのことについて、皆さんは何かお気づきですか。

【砂子委員】

あい・ボードのパネルの下段にある「あい・ボード」という文字そのものが目立たず見にくいですね。お店でも商品を積んだり人が立っていると文字が隠れてしまい、あい・ボードなのか、ただのパンフレット入れなのかが分かりにくいと思います。だから、文字の位置を上げるとか目に触れやすい箇所に付け替えた方がいいのではと思います。

【傳法会長】

皆さんはあい・ボードはどれくらい利用していますか。情報を得るときにあい・ボードをよくご覧になりますか。

【砂子委員】

あい・ボードは郵便局にもイオンにも生協にもあります。しかし、佐々木委員がどこにあるか分からないと言うということは、やはりあい・ボードという文字が足元で目立たないのですね。

【佐々木委員】

それからもうひとつ、あい・ボードってということが分かっている人は分かっているけれども、括弧して市政情報掲示板など書いた方が良くと思います。

【砂子委員】

そうですね。

【佐々木委員】

単なる「あい・ボード」だけだと、市のお知らせではないようにも思いますよね。

【砂子委員】

そうですね、お店のパンフレット置きみたいに見えますね。

【佐々木委員】

「あい・ボード」という名前はすごく素敵ですが、それが市の広報だと一言書いておくとみんなに分かるのに、そこがちょっと残念だなと。

【傳法会長】

柴田委員いかがですか。

【柴田委員】

そうですね、そういえばあい・ボードって下に書いてあって上でないから目立たないですね。ちょっと気が付かないです。

【傳法会長】

いかがですか。佐々木部長、何かご意見ございますか。

【事務局(佐々木部長)】

実は最初にあい・ボードを作ったとき、色々なお店に置かせていただくことを想定したのですが、あまり大きすぎると無理だと言われまして、最終的に全体の大きさはせいぜい今くらいが限度となりました。その中で、あい・ボードというタイトルを上を持っていくか下を持っていくかを検討したのですが、

タイトルを上を持ってくとチラシが総体的に下がり見にくくなるということで、今のようなデザインに落ち着いた経緯があります。ただ実際は、スーパーによっては、周りにいくらでも空間があるようなところが多かった感じがします。そのあたりは少し検討する余地はあるかと思います。それから、あい・ボードには石狩市掲示板という言葉も一応入っています。これもちょっと小さくて見にくいのかもかもしれませんが。

【佐々木委員】

石狩市だけで終わっては駄目です。石狩市には色々な組織があるのだから、やっぱり石狩市なら石狩市の広報と分かるように訴えても良いと思います。

【砂子委員】

形も、場所を取るのであれば上にこう、まっすぐでもいいと思うんです。雲みたいな形にして大きくするから、下に付いたのではないですか。

【傳法会長】

若手の浅井委員はいかがですか。あい・ボードは気にして見えていますか。松永委員もどうですか。

【浅井委員】

僕は図書館へ行ったときに毎回見ますが、さほど問題があるとは思っていません。

【傳法会長】

意識して見えていますか。

【浅井委員】

はい。

【傳法会長】

松永委員はいかがですか。

【松永委員】

私は市民参加制度調査審議会に参加してから見るようになりました。それまではあまり、興味は引かなかったというのが正直なところです。

【傳法会長】

なるほど。大切な情報を掲示しているのであれば、やはりもっと認識してもらう必要がありますね。西委員はいかがですか。

【西委員】

そうですね、私は銀行や図書館など、自分の決まった生活パターンの中で組み入れているので、どこにありますかと言われればたちどころにインフォメーションできませんけれども、石狩市というような表記をしても、目を引くとは私は思えないですね。ただ、あい・ボードが設置されてから、年月が経ちましたから、もう1度、市民の注意を引くような企画が広報紙などでなされてもいいのではないのでしょうか。というのは、確かにホームページを見れば細かい情報が載っていますが、石狩はやはり、中高年の方のネット検索が非常に少ないと聞きますし、紙媒体が喜ばれるという実態もありますので、あい・ボードの設置箇所など特集を組んだり、回覧するなどはあってもいいのではないのでしょうか。

【傳法会長】

大切な情報を掲示しているということであれば、もう少し市民に知ってもらおう働きかけはあってもいいのではという、お考えですね。三島委員どうですか。

【三島委員】

情報はどんな場合でも自分が欲しい情報は是が非でも取りに行くと思いますし、要らない情報は本当に目の前にあっても見えないものだと思うのです。それはあい・ボードも広報いしかりも同じで、自分が要らないものは、目に見えないし、これが欲しいと思ったら、どこまでも情報を取りに行くので、これはきりが無く追いかけてことになるのかなと思います。でもこのあい・ボードがあるということはとても先進的なことだと思っています。石狩が誇るべきことだと思っています。

【傳法会長】

やはりもう少し知ってもらおう努力は必要なんでしょうね。

【三島委員】

いや、十分にもう知っていると思います。

【傳法会長】

山本委員はいかがですか。

【山本委員】

横文字に弱い年代ですので、出来ましたら先程言ってましたけれども、日本語で分かるような表示があればありがたいと思います。

【傳法会長】

もっと、見やすくね。

【山本委員】

はい。

【傳法会長】

分かりました。ありがとうございました。後はパブリックコメントの内容について、先ほど佐々木委員からはご意見を頂きましたが、件数や参加者が減っていることについて何か皆さんありますか。

よろしいでしょうか。では、資料1から5までについてはご理解いただいたということでよろしいでしょうか。

【浅井委員】

資料2の6ページに介護認定審査会が載っていますが、介護認定審査会というのは介護保険法に根拠が有るため、傍聴も無いし、公募委員も当然いないし、議事録も無い、諮問もしない(審査判定依頼はしている)ですよね。ですから介護認定審査会は市民参加手続とは異質なもののなので、ここに載せる必要はないのではと思うのですが、いかがでしょう。

【事務局(岩本主査)】

市民参加手続の定義としまして、市民の方からご意見をいただいてそれを市政に反映するものとしています。介護認定審査会は、こちらから要介護度等を提示して、それに対して市民の方から意見をいた

だき、要介護度が決まる流れになるものですから、市民参加手続として扱っています。

【事務局（佐々木部長）】

介護認定審査会の議事録は書面ではなく録音テープで残しています。審査会はかなり頻繁に開催され、毎回議事録を書面に起こすことが非常に手間になるものですから、何か議事内容を確認する必要がある時には録音テープで確認することになっています。そういうことも含めて、一応本市の審議会のルールには沿った形で運営をされています。

【傳法会長】

よろしいですか、浅井委員。

【浅井委員】

はい。

【傳法会長】

ありがとうございました。それでは事務局からいただきました資料1から5までの報告については一応ここで切らせていただくことにします。

次に、第5次審議会での答申の論点整理に関しまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局（岩本主査）】

資料6、前回の審議会での議論のまとめをご説明いたします。資料の30ページをご覧ください。前回の審議会では、当審議会の存廃についてと委員数について議論されました。審議会の存廃について出された意見としては、「市民参加制度のお目付け役として今後も当審議会が必要」、「この審議会があったからこそ制度の改善がなされてきたので、今後も必要」、「この審議会によって、市民参加制度に市民の声が反映されていくので必要」というご意見がありました。委員数について出された意見としては、「委員の構成や委員数については見直す必要がある」、「推薦団体枠は、同じ団体に依頼し続けるのではなく、他の団体にも委嘱すべき」、「公募委員は、多い方が良い」というご意見がありました。委員数及び公募委員の人数については、条例で表記しているので、変更する場合は市民参加手続条例を改正する必要があります。今回で言えば、第1項の委員15人以内で組織するという箇所と、第3項の5人を下回らないことの部分になります。

次に、資料7、第5次市民参加制度調査審議会の答申の方向性についてご説明します。資料の31ページをご覧ください。スケジュールですが、昨年度の6月に市から本審議会へ市民参加制度に関する諮問をさせていただきました。そのことを踏まえ、委員の皆さまにはこれまで様々なご議論をいただき、答申は今年度中にいただく予定となっております。このことから、次回、答申文案をお示ししてご意見をいただき、追加、修正、削除を行った上で、会長より答申をしていただきます。9月を予定しております。なお、委員数の変更によって条例を改正する必要がある場合は、第3回の審議会にて条例改正に関する諮問答申が必要となります。次に、第5次審議会での答申のポイントです。昨年度、市から本審議会へ諮問させていただいた案件は「市民参加手続の実施運用状況の評価」と「市民参加制度に関する改善方策について」です。この点について、これまでの審議の内容を踏まえ答申の方向性を会長と相談し、まとめたものが資料7の「答申のポイント」です。「1.市民参加手続の実施運用状況の評

価について」には、昨年度ご審議いただいた平成21年度の実施運用状況について、おおむね適正に実施されたとまとめて記載しておりますが、今日ご審議いただいた平成22年度の実施運用状況につきましては、この後でご議論願います。「2.市民参加手続に関する改善方策について」では、本審議会の運営方式の見直しとして、委員数の減員についてあげております。「今までは、多様な市民の意見を取り入れるため15名で組織してきたが、少人数で議論の精度を上げた方が良いと思われる。ただし、減員する場合も一般公募委員は一定程度確保すべきではないか」と、まとめております。以上の点がこれまでご議論いただいた内容を答申案としてまとめたものです。私からは、以上です。

【傳法会長】

ありがとうございました。ただ今岩本主査からご説明をいただきましたが、資料6は前回の平成22年度の審議結果の事実経過をまとめたものです。まず、ここにありますように、審議会の存続についてと委員数について皆さんからのご意見をいただいたと思います。これについて何か質問はありますか。

前回までの意見は、存続すべきであるということ、ただし委員数については、考える必要があるということでした。

それを受けまして、今日の審議内容は資料7にありますように、「スケジュール」についてと「答申のポイント」です。

まずはスケジュールについてです。第2回目の審議会を9月、また今年度で第5次審議会が一区切りになるものですから、答申案をまとめる必要があること、もしそれが条例に関係するならば10月ころに第3回の審議会をひらく必要があるということで大体のスケジュールをいただきました。これについてはお分かりいただけましたか。

次に「答申のポイント」の「1.市民参加手続の実施運用状況の評価について」具体的にもう少しこうした方が良いという点があれば、第5次審議会の答申にどう盛り込むかについてご意見を頂きたいと思います。「2.市民参加手続に関する改善方策について」は、これまで市民参加制度の運用については見直しを行ってきました。しかし、当審議会そのものについては手つかずのまま第4次まで進んできて、第5次に入ってから前回この組織そのものについても考える必要があるのではないかと、とのご意見をいただきましたので、この第5次審議会ではお目付け役である審議会のあり方についてターゲットを絞り、意見交換したいと思います。

では最初に、「答申のポイント」の「1.市民参加手続の実施運用状況の評価について」具体的に本審議会に取り上げるべきものがあればご意見いただきたいと思います。例えば先ほどありました、あい・ボードのさらなる有効利用について広報をすべきということもひとつかと思いますが、その他に何かありますか。

よろしいでしょうか。当審議会としては概ねよくやっているので引き続き頑張りたいという評価でよろしいでしょうか。

では「2.市民参加手続に関する改善方策について」です。資料6、30ページをもう一度ご覧いただけますか。前回の審議会では、委員数について、委員の構成や委員数については見直す必要がある、

少なくとも良いのではないかとの意見が出ました。それが団体推薦枠は、同じ団体に依頼し続けるのではなく他の団体にも委嘱すべきではないか、公募委員は多い方が良いとの意見もいただきました。

現在「市民参加手続条例」では、市長が委嘱する委員は15名以内、市職員は2名を超えることはできません。公募委員については5名を下回らないように努めるものとする、それから男女比については、どちらも総数の4割を下回らないようにする。ちなみに当審議会は男性が8名で女性が7名です。おそらく男女比については、これは出来るだけ5:5にするということで、現状の割合が良いのではないかと思います。委員総数と団体推薦枠について、何か具体的なご意見はありませんか。浅井委員いかがですか。

【浅井委員】

難しい話ですね。委員総数は15人ですが、今日は実際のところ出席は11人です。それに私が以前参加していた他の審議会では、もっと少人数でしたが、決して議論の精度が上がった訳ではないです。発言する人がいなくて、シーンとしたまま終わってしまうことがありました。だから、ここに書いてある少人数だから議論の精度が上がるというのは僕は率直に言うと違うと思います。

【傳法会長】

必ずしも積極的に減らすということではないと。

【浅井委員】

はい。

【傳法会長】

必要であれば必ずしも減らすことにこだわらなくてもいいということで。

【浅井委員】

そうですね、はい。

【傳法会長】

西委員はいかがですか。

【西委員】

現委員数はやや多いかなというのが私の感想です。もうあと2人、3人くらいは少なくとも良いと思うのと、自分も一般公募で応募していながら参加できないことがありますので、一般公募の委員が確かに多いにこしたことはありませんが、3回の審議会に自分がどれだけ参加できるか、調整しても無理な場合があります。ひとつちょっと苦情めいたことを申し上げますと、私も二期目に入りましたが、最初の応募はレポートを書き、審査を受けて採用という形ですが、留任してくださいというご依頼を受けた時、再度レポートを書いてくださいということに正直言ってかなりの違和感があったんですね、団体枠の時はレポートを書かなくても団体の推薦があるということでクリアできますよね。2年間委員を務めたのに、市の要請で受ける時はさらに書く必要はないだろうというのが私の意見です。公募委員を二期ほど務めたらだいぶ内容が分かってきますし、その実績を見て市がこの方にと当たって決められるのでしたら、その時はレポート提出は無くても良いと思います。決まりですとお役所的にレポートの再提出をさせるのは意欲も削げますし、ちょっと違うのではないかと思います。

【傳法会長】

事務局は参考にしてみてください。松永委員はいかがですか。

【松永委員】

そうですね。私は特に条例を改正するまでもなく今の人数で良いのではと思います。公募するのであれば逆にもっと建設的な意見を出せる方が欲しいです。もう一点は、公募委員の参考になるような、この審議会に本当に合っている団体推薦または学識経験者の方が必要ではと思います。ちょうど行政改革担当の方がいらっしゃるの、そういった方の割合も増えてもいいのかな、というところはあります。

【傳法会長】

三島委員、いかがですか。三島委員も二期目？

【三島委員】

二期目です。私は委員を少なくする方に賛成です。プラスあと団体推薦枠も少なくして欲しいのと、同じ団体だけではでなく他の団体もあると思うので、そちらの方にも推薦をしてほしいと考えています。

【傳法会長】

はい、ありがとうございます。

【三島委員】

普通の審議会と違って、ここはマニュアルがあって、それがなされているかをチェックをするところなのであまり人数はいらぬのではないかと思います。

【傳法会長】

向井委員はいかがですか。

【向井委員】

難しいところですが、三島委員も言われたように団体枠はもう少し減らしてもいいかなと。そして一般公募は最大5名ですよ。

【傳法会長】

5名を下回らないこととされています。

【向井委員】

5名ぐらいで僕は良いのではと思います。一般の人に分かってもらうためには、実際は公募委員が多い方が良いでしょうけれど、私を含めて、非常に難しい内容が多いものですから、なかなか大変だなという感じを受けています。

【傳法会長】

はい、ありがとうございました。幸田委員はどうですか。

【幸田委員】

初めて参加させていただいたので、内容から審議会の委員数がどの程度が適正なのかちょっと私は分からないのですが、他の審議会よりは委員数も市民の方の人数も多くて、趣旨からすると人数が多いのは良いと思いますし、今話を聞いていまして、人数を減らすにしても増やすにしても積極的な理由がまだはっきりされていない状態だと思いますので、今変えなくても良いのではと思います。

【傳法会長】

はい、ありがとうございました。山本委員いかがですか。山本委員も二期目でいらっしゃる？

【山本委員】

いえ。

【傳法会長】

一期目ですか。

【山本委員】

はい。

【傳法会長】

いかがでしょうか。

【山本委員】

そうですね、ここに書いてありますけれども、団体推薦はその団体に委嘱するのは良いことだと思っています。団体推薦は今5人ですか。

【傳法会長】

はい。

【山本委員】

でも石狩市の団体は5団体だけではないですよ。だからそういう意味では他の団体にも団体推薦枠を与えるような調整を、会長さんが市と協議された方が良いかなと。それから人数の件につきましては、先程松永委員も言われましたけれども、私は消極的なので、何か特別不都合が無い状態であれば、現状のままでいいのかなと。

【傳法会長】

貴重なご意見ありがとうございます。砂子委員いかがですか。砂子委員も長く、私と同じくらい二期ですね。

【砂子委員】

はい。今ちょっとバランスを見ていたのですが、やはり個人と団体が同じくらいで、行政と専門の方が入れば、こういう人数になるのではと思います。それから多いから活発ではない、少ないから活発ということは、ちょっとあり得ないのではと思います。もうひとつは団体をやはり変えていくべきだと思います。私は団体から出ていますが、人を変えるようにしてはいます。同じ人があまり団体の代表として出ないようにということは踏まえていますけれども、また違う団体だと色々な考えもあるのでしょうかからその団体を変えることは良いと、全部という意味ではなく、少しずつ変えていけば良いかと思っています。

【傳法会長】

ありがとうございました。柴田委員、いかがですか。

【柴田委員】

私も今砂子さんと山本さんが話した意見とほぼ同じですが、団体はやはりたくさんありますので、ど

んどん変えて新しい人を入れた方が良いと思うんですね。それと、私もバランス的には15名が良いと思います。

【傳法会長】

ありがとうございます。佐々木委員いかがですか。札幌市も大体こんな感じではないですか。

【佐々木委員】

そのことに関してはさることながら、色々な審議会がありますし、市から委嘱する委員と一般公募の委員と、一般公募があるのとないのとで違いますけれど、さまざまな団体がそれぞれバランス良く必要な審議会に入っているのではないかとと思うのですが、その辺りを調べたことがあるのかどうか。それから、前回の審議会でも公募してもなかなか応募してくれる人が少ないと聞きました。本当の意味で私がやりますと自ら手を挙げている人が現実にどのくらいいるのかを、事務局で押さえておく必要があるのではないかと私は思います。また人数ですが、多いから良い、少ないから良いということではないと思いますし、15人いても15人全員が出席しなければ成立しないものでもないし、なかなか条例を変えろというのはしんどいかもしれません。ただ一般公募の方がなかなか応募してくれないという実態があるのなら、PRの仕方や、市民の意識などその辺りもきちんと掘り起こした上で考えていきたいなと思います。

【向井委員】

前回人数を減らすというのは確か、15人も委員がいると結構日当などがかかるので、それなら減らしましょうという話になった気がしたのですが。

【傳法会長】

いえ、そうではなくて、審議会等によって日当が違うという話題は出ましたが、お金が無いから減らそうという話ではなかったです。

【事務局(佐々木部長)】

市も財政的にそんなに裕福ではありませんが、委員日当まで削ってというところまでは至っていません。それから佐々木委員からの、どの団体が審議会委員に出席しているかのご質問ですが、基本的にはそれぞれの審議会のテーマに即した活動をしている団体がやはり多いです。ただ、正確なデータは無いのですが、連合町内会連絡協議会や消費者協会などは、全市的にあらゆる方面の活動をなさっているので、あまたある団体の中でも相当多くの委員さんを出していただいている団体であろうとは思いますが。それから公募した場合の応募状況ですが、やはり公募制度を始めた頃に比べると、やはり少し落ち着いてきている感じがします。そして最近の傾向では応募される方は、お馴染みの方が多くなってきている感じがします。ただ一方では、一人の方があまりにもたくさんの委員を掛け持ちするのはいかがなものかと、審議会のガイドラインの中で定めているものですから、応募が少ない場合は、市からこれはと思われる方に、手を挙げていただけませんかといったお願いをすることは実態としてある状況です。

【傳法会長】

ありがとうございました。何かご意見ご質問ございますか。

私もひとつだけ生意気なことを申しますと、こういった審議会を作ると、まとめ役ってというのは大体

大学などの学識経験者が使われることは事実なんですね。そういう意味では学識経験者というのは大体の審議会に入っていると思います。それからもうひとつは、この審議会は市民の声を聴く審議会ですから、あまり少なかったら果たしてそれが市民の声かどうかということについても、偏りが出てくる可能性がより多くなるのではないかと思います。従って、ある程度多くの人がいるから、逆に言うと都合が悪いと欠席しても他の方が似たような声を出してくれるのではないかと考えまして、私は大体15人くらいが良い配分ではと思いました。15人の中で6人の方が一般公募であれば、それだけ行政についての理解も得られるし、市の取り組みをも広報していただける、比較的良い割合ではと。あまり少ないと偏ってしまいます、間違いなく。市全体の中で重さを持っている審議会とすれば、大体これくらいで良いのではと私自身は思っています。

【三島委員】

石狩市民参加制度調査審議会というのは、行政が市民参加手続きをきちん行っているかどうかを、市民参加のマニュアルに沿って検討する審議会だと思っているのですが。ここで私たちが市民の意見を出すのではなくて、行政が市民の意見を盛り込んでいるかどうかを検討する審議会ですよ、

【傳法会長】

だからお目付け役という言い方がありましたよね。

【三島委員】

ひとつひとつの事例に対して私たちの意見が反映されるわけではなくて、ひとつひとつの事例に対して市民の意見が反映されているかをマニュアルに沿って検討する審議会だとしたら、これだけの人数は必要がないのではないかと思います。

【傳法会長】

いかかでしょうか。例えば、私と佐々木委員とでは意見が違うということも、やっぱりあると思います。そうすると、できるだけ市に市民の声を反映させていくという点からすると、どうでしょうかね。

【三島委員】

パブリックコメントひとつひとつがきちんと反映されているかということは大変重要だとは思いますが、私たちがそのパブリックコメントの採用不採用についておかしいと言っても、この審議会の議題として出てきた段階ではもう終わっていることですよね。

【傳法会長】

もちろんそうですね。

【三島委員】

答えが出ているパブリックコメントに関し、もう少しこうした方が良かったなど意見はあっていいとは思いますが。

【傳法会長】

先ほども「答申のポイント」で言いましたように、例えば22年度の市民参加手続きについて次回からはこうした方がいいというのは、意見として答申することはできるわけです。次に活かすために。ですから、終わったことについて今変えるということではなく、次に市民の声を活かすためにいかにあるべ

きかということについて、当審議会は答申を出せる訳です。少人数だから意見が偏るとか大人数だから偏らないということではありませんが、私も色々な審議会をたくさん見てきました。一応重きのある審議会の規模としては、この程度だろうと。無理してこの時期に条例を変えて人数を減らす必要があるだろうか、と。人数を減らすことに積極的な意見は会長としては無かったです。

【三島委員】

分かりました。

【傳法会長】

ただし、皆さんがぜひ変えた方がいいとおっしゃるのであれば、もちろんこの審議会の意見ですので、それはそれに合わせた内容に変えて行くべきだろうと思っています。

多数決を取るわけではないのですが、一応、今の委員数と団体構成について、皆さんのご意見を伺いたいと思います。現在の人数と一般公募者5名以上とする、市職員は2名以内、男女別の数など基本的なことについて、現行のままで良いというご意見の方、挙手願えますか。

【向井委員】

条例を変更するまでもない、今のままで良いのだと思います。

【傳法会長】

条例を変えるか変えないかは、また次の段階になろうかと思っています。ただし審議会の実質を積極的に変えていった方がいいのであれば、それに合わせた内容になっていかなければならないと思いますし、もし大体この人数で良いということであれば、学識経験者や団体の構成や選び方を具体的にどうするかという話になるかと思っています。

よろしいでしょうか。今の人数で良いのではないかというご意見の方、手を挙げてみていただけますか。(8名挙手)はい、ありがとうございました。積極的に変えた方がいい、減らした方がいいとのご意見は、お1人。

【向井委員】

積極的ではありませんが10人以内で検討した方がいいと思います。

【傳法会長】

何か根拠はございますか。

【向井委員】

前の審議会の中で色々協議して減らした方がいいという意見もありましたので。審議会の中で15人は多い方だと思うんですね。他の審議会はどうですか。

【砂子委員】

今日も10人くらいの出席ですよね。結局、大体誰かが欠席して、15人揃うというのはめったにないのではないですか。

【傳法会長】

今回は一回目ですからね。

【砂子委員】

後ろ向きな発言ですいませんが、今日だって10人しかいないですから、例えば委員数を10人にすると出席は8人とか、増えることはないですよ。

【三島委員】

その問題と委員数が何人かの問題は別だと思えます。欠席が多いから常に10人くらいで話し合っているのではないかという問題と、この審議会が15人必要か、それより少ない方が良いということは問題が別なので。

【傳法会長】

事務局、何か資料ありますか。

【事務局（佐々木部長）】

委員の数で言いますと、15人はかなり多い方ではあります。ただもっと多い審議会もありまして、例えば国民保護協議会が34人。審議会以外で防災会議が32人というのがあります。その他、介護認定審査会と同じく15人ですね。学校給食センター運営委員会が16人。厚田区地域協議会が15人。それくらいですね。審議会は45ほどありますので、その中で言えばベスト5くらいに入っていることになりますね。

【傳法会長】

そうですね。恐縮ですがもう一度手を挙げてみていただけますか。8名ですね。8名が一応今の人数でということにご賛同いただいたということで。今日直ちに結論づけなくてよろしいですか。

では、もうひとつの課題として、団体推薦枠の団体を変えた方が良いとのご意見をいただきました。事務局としてはどうですか。消費者協会など人数が多い団体から選ばれているように思うのですが。

【事務局（佐々木部長）】

必ずしも人数が多いということだけで考えているわけではないのですが、連合町内会連絡協議会は、第5次までの審議会の間で委員から外れたことは無いと記憶しています。あとはもうひとつ、この審議会は男女比を規定していますが、やはり現状から言いますと、どうしても女性の比率を上げるのがなかなか難しいという実態があります。そういった中で女性委員を確保しようとする、女性が多い団体、例えば消費者協会や女性団体連絡協議会などにはお声をかけさせていただいているのが実態です。それ以外では、例えば今回渡邊副会長は体育協会ですが、以前は文化協会にお願いしたりと事務局としても、出来る限り入れ替えをしていきたいとは思っています。ただ、なかなか先程申し上げたような外せない団体もあるものですから劇的に変えることができないという実態です。

【傳法会長】

市内団体の数はチェックできるのですか。

【事務局（佐々木部長）】

それは分かりません。

【傳法会長】

分かりません。団体に所属している人数も把握するのは難しいでしょうね。

【事務局（佐々木部長）】

そういったことを市役所で一元的に把握している部署は無いです。

【傳法会長】

無いですよ。だから偏らないようにと言われても、ある程度の偏りは起こり得ることなんですよ。単純にくじ引きにする訳にもいきませんし。

いかがでしょうか、皆さん。積極的に条例を変えた方がいいというご意見ございますか。例えばメンバーを変えたり、人数をある程度運用で抑えたりということは、条例は変えなくても運用で出来ます。積極的に条例を変えて、枠組みを変えた方が良いというご意見の方、いらっしゃいますか。

【三島委員】

市民参加手続条例抜粋の中で「15人以内で組織する」ということは、15人が上限なんですか。

【傳法会長】

一応そうですね。

【三島委員】

15人以下でもいいんですよ。

【傳法会長】

もちろんそうです。

【三島委員】

であれば、条例は変えなくても良いと思うのですが。

【傳法会長】

そうですね。分かりました。

今日いただいたご意見の中で、一般公募と市職員については規定があります。団体推薦や学識経験者など残りの委員の選び方について、何か合理的な良い方法があるのかを検討したら良いですか。

【三島委員】

事務局は、団体を把握できてないとおっしゃっていますが、社会教育課では団体登録を受けています。団体登録には会員10名以上、予算を立てて毎年総会をし、収支決算をしてなど規定がありますから、社会教育課である程度の団体は見つけられるのではと思います。

【傳法会長】

おそらく、担当部局でそれぞれ把握しているのかもしれませんが、どこで線引きをするかがすごく難しいのです。どうですか、佐々木部長。

【事務局(佐々木部長)】

三島委員がおっしゃるように、生涯学習関係の団体は教育委員会に登録をいただいていますので分かります。ただ、生涯学習以外の活動をしている団体もありますし。

【三島委員】

さらに、福祉の団体活動をしているのは社会福祉協議会である程度は分かると思います。だからいろいろな方向から探してみたいと思います。

【事務局(岩本主査)】

そうですね、今の視点は確かに大事だと思いますが、社会教育団体について言えば、団体としては登録するメリットとして公共施設の減免がありまして、逆にそういったことを目的としないところは登録をしない場合もありますので、全部の団体が登録している訳ではないです。それから福祉関係で言えば、登録しているボランティア団体もありますが、それもやはり全てではないので、全ての団体を社会福祉協議会が押さえているという訳でもないです。

【三島委員】

そうではなくて、やはり市民参加制度調査審議会の事務局として情報は持っていた方が良いのではないですか。

【事務局（佐々木部長）】

今現在、常時、協働推進・市民の声を聴く課の手元にあるわけではありませんが、情報を持っているところは分かります。

【三島委員】

そうですね。

【事務局（佐々木部長）】

教育委員会や社会福祉協議会に尋ねたら、教えていただけるという状況にはなっています。

【三島委員】

だからそういう情報を持って、動いた方が良いのではと思いました。

【傳法会長】

やはりもう少し調べてみないと分からないところも出てきましたね。

ただ今日のご意見の中で、基本的には条例を改正しなくても15人以内という規定を運用するという事によろしいでしょうか。それから構成については、出来るだけ幅広い意見を聴くために、市職員は2名以内だとか男女比のことなど、これまでの選任の仕方の背景はお分かりいただけたかと思います。

ただ、今後これで良いのかということについては、今回の内容をまとめて、次回の審議会でもう少し具体的に提案をさせていただいて、ご意見をいただきたいと思いますがよろしいですか。

それから、22年度の市民参加手続について、内容を変えるということは出来ませんが、次にどう活かしたら良いかという意見を述べることは当審議会の大切な目的のひとつですので、もし皆さんから具体的にご意見などを事務局にいただけましたら、次回のご案内をする時には議題の中に盛り込んで皆さんにお示しをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、大変貴重なご意見をたくさんいただきましてありがとうございました。一応先程の資料7のスケジュールをご覧いただきますと、9月ごろに次回開催する予定です。近くなりましたら、日程調整の文書をお送りしますので、どうぞよろしくお願い致します。

一応、今回の2つの議題は、次回にもっと深めるということで、まとめさせていただきました。事務局は何かありますか。

【事務局（佐々木部長）】

ありません。

【傳法会長】

皆さんもよろしいでしょうか。

今日は大変活発な審議会でしたね。こういう審議会であり続けたいと思いますので、また次回も出来るだけご参加いただき、積極的なご意見をいただけたら、ありがたいと思います。今日は大変貴重なご意見ありがとうございました。これをもちまして、第1回の審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

平成23年7月8日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 傳 法 公 磨